

多世代居住支援
令和8年度

多世代近居同居助成

新宿区内で新たに近居・同居しようとする、一定の要件を満たす世帯に転入・転居に要する費用の一部を助成します。

※この助成金は課税対象です。確定申告が必要となる場合があります。



★★★★★ **必ず、引越し前の予定登録が必要です。**★★★★★
事後のお申し込みはできませんのでご注意ください。

- * 予定登録は随時受け付けます。（募集数9世帯）
- * 予定登録申請者数が予定数に達した時点で当該期の募集は終了します。
- * 転入・転居の日によって、お申込み可能な時期が異なります。（5ページ参照）

申請受付・問い合わせ先

新宿区都市計画部住宅課居住支援係 多世代近居同居担当

TEL 03 (5273) 3567〔ダイヤルイン〕

〒160-8484 東京都新宿区歌舞伎町1-4-1 新宿区役所本庁舎7階15番窓口

この冊子は制度の概要のご説明です。詳細は窓口にてお問い合わせください。

🏠 「近居」とは 🏠

子世帯又は子育て世帯（義務教育修了前の子を扶養する世帯）と、その親世帯が新宿区内に居住することをいいます。

🏠 「同居」とは 🏠

子世帯又は子育て世帯（義務教育終了前の子を扶養する世帯）と、その親世帯が同一家屋に居住することをいいます。

※いずれも新宿区での定義・解釈のため、他の自治体の定義する近居・同居とは異なる場合があります。

● 助成の内容

1 対象住宅が民間賃貸住宅の場合

- ①賃貸借契約時の「礼金」又は「権利金」、「仲介手数料」の合計
- ②引越し(荷物の運搬)に要した実費（引越し業者に依頼した場合に限る）

2 対象住宅が私宅（マイホーム）の場合

- ①売買契約時の「仲介手数料」及び「不動産登記費用」の合計
- ②引越し(荷物の運搬)に要した実費（引越し業者に依頼した場合に限る）

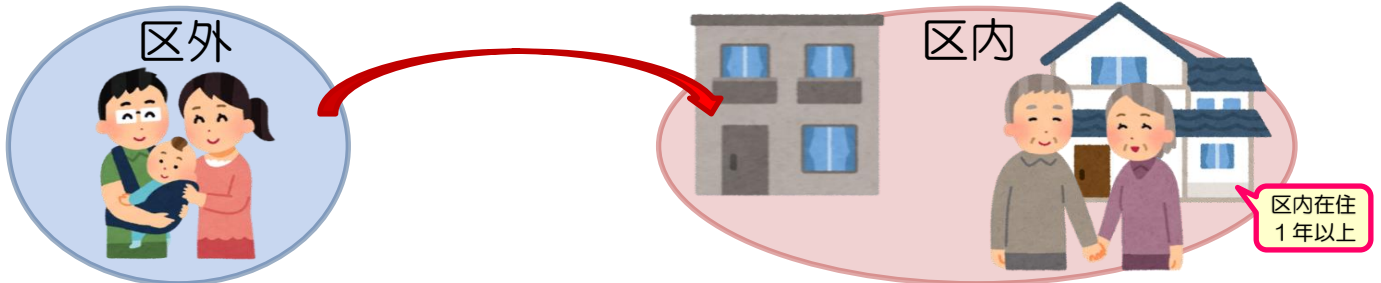
①②合計で
複数世帯 最大20万円
単身世帯 最大10万円
まで助成します。

※一部対象外となる場合があります。詳細は事前にお問い合わせください。

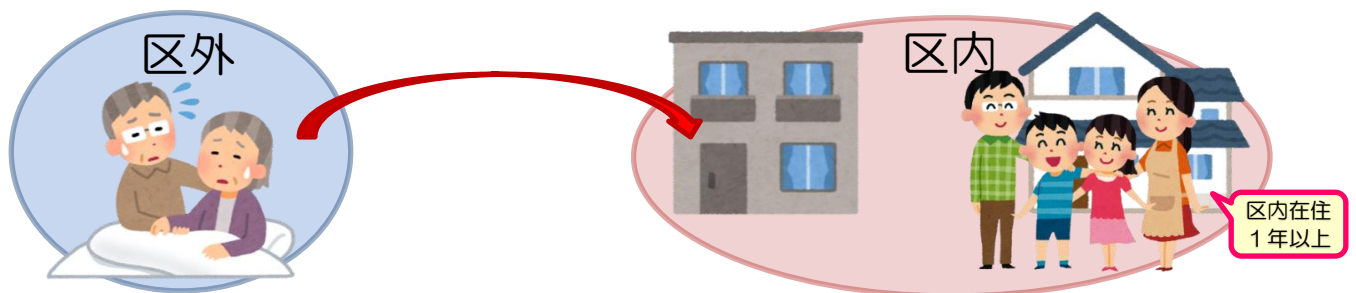
● 対象となる近居・同居について

次の ① ② ③ のいずれかに該当する転入・転居が対象です。

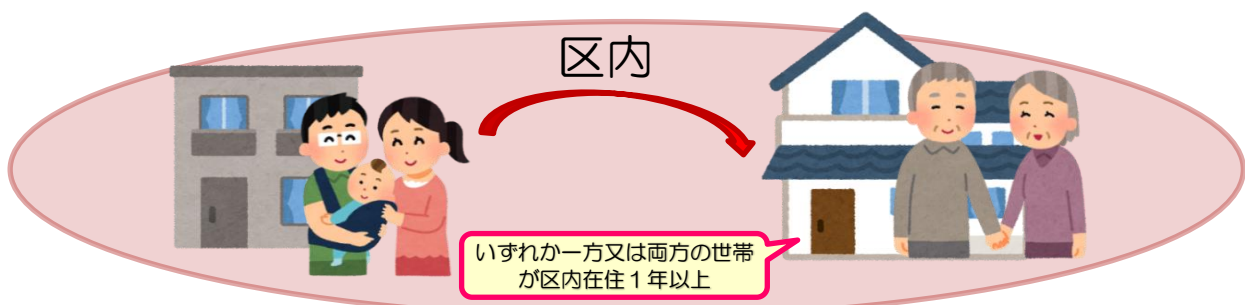
- ① 区外に住む子育て世帯が、区内に1年以上住む親世帯と新たに**近居・同居**する場合。
または、区外に住む親世帯が、区内に1年以上住む子育て世帯と新たに**近居・同居**する場合。



- ② 区外に住む親世帯(65歳以上の世帯等)が、区内に1年以上住む子世帯と新たに**近居・同居**する場合。
または、区外に住む子世帯が区内に1年以上住む親世帯(65歳以上の世帯等)と新たに**近居・同居**する場合。



- ③ いずれか一方又は両方の世帯が区内に1年以上在住し、**現に近居の状態にある**子世帯とその親世帯が、新たに**同居**する場合。



※世帯の一部のみの転入転居等、対象とならないケースもありますのでご注意ください。

● 助成の種類と対象となる世帯について

● 助成の種類 ●

1. 主に、子育て支援のため
新たに近居・同居する場合



子育てサポート

2. 主に、家族の生活支援(介護等)のため
新たに近居・同居する場合



家族の生活サポート

【子育てサポート】の要件

子世帯が、義務教育修了前（中学生以下）の児童を税法上扶養し同居している、子育て世帯であること。

※出生前でも、転入・転居後の本申請の時点で出生の事実を確認できる見込みの場合は、予定登録申請が可能です。
予定登録の有効期限は3か月です。

【家族の生活サポート】の要件

親世帯または子世帯のうち、いずれか一方の世帯が次のアまたはイのいずれかに該当する世帯。

ア 高齢世帯

65歳以上の方を含む、60歳以上の方のみで構成する世帯。

イ 障害者・介護世帯

要介護度1～5（要支援は対象外）、または障害者手帳（身体1～4級・精神・愛の手帳1～4度等）のいずれかを保有する方を含む

● 助成の対象となる住宅

近居または同居しようとする住宅が、次の①～④の全てに該当し、その事実を書面で確認できること。

- ① 申請者及びその世帯員の**居住を目的**とした、区内に所在する住宅であること。
※ 事業目的等、住宅以外の用途に供する物件は原則対象外です。
- ② 新たに近居・同居しようとする子世帯または親世帯の世帯員（個人）が契約する、**民間賃貸住宅**または**マイホーム（私宅）**であること。
※ 公的住宅（都営・区営・都民・特定住宅、公社住宅、UR賃貸住宅等）は対象外です。
※ 社宅・寮等の給与住宅や、法人名義で契約した住宅は対象外です。
- ③ 建築基準法に規定する**新耐震設計基準**（昭和56年6月1日施行の構造基準）に適合している住宅であること。
※ 新耐震設計基準による耐震補強が施された場合も可。
- ④ 住宅の用に供する部分の専有面積が、以下の算出式により算出される**最低居住面積**を満たしていること。

自営業の方で、確定申告において、住宅の一部を事務所等として経費計上される方は、事務所の部分を除いた**住宅部分**のみで、この算出式による面積要件を満たす必要があります。

世帯人数	住宅の用に供する部分の専有面積 ※ 専有面積は壁芯の面積として計算します。
単身	25㎡
2人	30㎡
3人以上	最低居住面積 = 10㎡ × 世帯人数 + 10㎡ ※ お子さんが3歳未満の場合は0.25人、3歳以上6歳未満の場合は0.5人、6歳以上10歳未満の場合は0.75人として計算します。ただしこれらにより算定された世帯人数が2人に満たない場合は「2人」とします。その結果の世帯人数が4人を超える場合は、算出後の面積から5%を控除します。

● **申請方法** (郵送又は住宅課窓口にて申請してください。)

I. 予定登録申請・・・ 新たな住宅の契約前かつ引越し前 に申請が必要です。
賃貸借契約後、転入後、転居後の申請はできません。

II. 本申請・・・ 転入・転居後 30日以内 に行なってください。

※助成を受けるには、**I II** の両方の申請が必要です。

I 予定登録申請から**II 本申請**までの期間は、予定登録申請が受理された日の翌日から起算し**3か月後の月末まで**と定められています。有効期間内に**新住居の契約、引越し、住民登録を終え本申請までを完了させてください**。有効期間内に本申請が完了していない場合は助成を受けられませんのでご注意ください。また、助成世帯数には限りがありますので、予定登録申請数が予定数に達した時点で終了とします。あらかじめご了承ください。

(現在の決定数については、電話、窓口にてお知らせしますのでお問い合わせください。)

● **主な申込資格**

		チェック欄
予定登録申請時および本申請時に、 子世帯またはその親世帯 が、次のいずれかに該当していること ① ア 高齢世帯 (3ページ 助成の種類 2-ア) イ 障害者・介護世帯 (3ページ 助成の種類 2-イ) ウ 子育て世帯 (3ページ 助成の種類 1) ※予定登録申請時に胎児(出生予定)の場合は、 本申請までに出生の事実を確認できる予定であること		□
② A：近居の場合、申請者世帯の転入前後の世帯構成が同じであること (減員・増員が生じる転入は原則不可) B：同居の場合、予定登録申請時の予定世帯構成と変更がないこと		□
③ 申請者に配偶者がいる場合、原則 申請前後で同居していること		□
④ 予定登録申請時に新宿区外(新たに同居する場合は区内も可)に居住し、 新宿区内の住宅 (3ページ①②)に近居または同居予定の世帯であること ※転入または転居の事実を「住民票の異動」により確認できることを要します		□
⑤ 近居・同居しようとする子世帯または親世帯のいずれかが、 区内に引き続き1年以上居住していること		□
⑥ 区外から転入する世帯の場合、過去6か月の間に 新宿区に居住したことがないこと		□
⑦ 近居・同居しようとする住宅の契約者が、原則として、 近居・同居しようとする子世帯または親世帯の世帯員(個人名義) であること(3ページ②) ※法人名義は不可		□
⑧ 近居・同居しようとする住宅が、 申請者世帯の居住を目的とした住宅 であること		□
⑨ 近居・同居しようとする住宅が、建築基準法に規定する 新耐震基準 (3ページ③)に適合していること		□
⑩ 近居・同居しようとする住宅が、算出式(3ページ④)による 最低居住面積 を満たしていること		□
⑪ 申請者が、日本国籍を有しているか、外国籍の方は在留資格が「永住者」、「定住者」 または「特別永住者」、「日本人の配偶者等」等であること		□
⑫ 申請者世帯が、 住民税を滞納していないこと		□
⑬ 申請者世帯の令和7年中の世帯総所得(*1)が別表(*2)に定められた金額以下 であること		□
⑭ 生活保護及び中国残留邦人等への支援給付を受けていないこと		□
⑮ 申請者又はその配偶者が、現在及び過去に、新宿区の「多世代近居同居助成」、「次世代育成転居助成」及び旧制度の「子育てファミリー世帯転入転居助成」並びに「住み替え居住継続支援制度」のいずれも適用を受けてないこと		□
⑯ 申請者等が、 申込年度に新宿区の民間賃貸住宅家賃助成 を受けていないこと		□

*1 「世帯の総所得」とは、世帯員が得た税法上の所得を合計したものをいいます。ただし、令和7年中に同居世帯員の税法上の控除対象配偶者または扶養親族になっていた方の所得は除くことができます。

*2 世帯総所得金額（別表）

扶養親族の人数	総所得金額
0 人	5,020,000円以下
1 人	5,400,000円以下
2 人	5,780,000円以下
3 人	6,160,000円以下
4 人	6,540,000円以下
5 人	6,920,000円以下

※ 6人以上の場合、1人増加することにより38万円ずつ加算してください。

◆チェックポイント◆

給与所得の源泉徴収票では、支払金額欄の右隣の「給与所得控除後の金額」の金額になります。

● 注意事項

- 1 助成金は**所得税法上の雑所得**に該当し、**確定申告が必要となる場合があります。**
(申告方法については税務署へお問い合わせください。)
- 2 虚偽の申請で資格要件を欠いていたことが助成決定後判明したときは、さかのぼって助成決定を取り消すとともに、支払った助成金の全額及び違約加算金を返納していただきます。
- 3 **民間賃貸住宅家賃助成制度は、申込年度に当該助成による「予定登録申請中」及び「助成若しくは予定登録決定（申込年度の10月1日以前に有効期間が満了しているものを除く）」の世帯については、応募することができません。**

● 予定登録申請時期と有効期間（本申請完了まで）の関係

	本申請受付可能期間															
	R8年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	R9年 1月	2月	3月	4月	5月	6月	
予定登録受付の月	R8年4月	←→														
	5月	←→														
	6月		←→													
	7月			←→												
	8月				←→											
	9月					←→										
	10月						←→									
	11月							←→								
	12月								←→							
	R9年1月									←→						
	2月										←→					
	3月											←→				

10月に予定登録申請をした場合、予定登録決定を受けた後、賃貸借契約や引越し等を行い、1月末まで（且つ引越しから**30日以内まで**）に本申請の手続きを完了してください。

● おことわり

本制度は、多世代同居・同居を支援する目的で創設されたものですが、審査の結果、助成対象とならない場合もあり得ます。お引越しの検討は、くれぐれも慎重に行なってください。

また、予定登録申請及び本申請は、提出書類に不備がある場合は審査を進めることができません。申請の際は、時間に余裕をもってご申請ください。

● 助成決定後の手続きについて

- 助成決定後は、
- ①助成決定通知書
 - ②助成金支給請求書
 - ③支払金口座振替依頼書（助成金を口座に振り込むための書類）

を併せてお送りします。届きましたら、②助成金支給請求書 ③支払金口座振替依頼書を記入し、提出していただきます。振込み完了までの期間は、提出から約3～4週間程度です。

助成金の支給は金融機関（申請者名義の口座）への振込みのみです。前払い、分割払い、現金による手渡し、決定直後の振込みはできません。あらかじめご承知おき下さい。

● 申請に必要なもの

申請書の他に次の書類が必要になります。書類によっては交付を受けるまでに時間を必要とするものがあります。ここではそれぞれの書類について詳しくご説明します。内容をよくお読みになり、不備のないようお取り揃えください。また、以下の書類の他に別の書類が必要になる場合があります。

1. 予定登録申請

必ず【引越し前かつ契約前】に申請してください！

提出書類	書類の内容						
1 予定登録申請書	住宅課ホームページからダウンロードするか窓口でご記入ください。						
2 現在地の住民票 ※発行後3か月以内のものが有効です。 ◆◆◆提出対象世帯◆◆◆ ①申請者世帯（助成を申請する世帯） ②新たに近居・同居しようとする世帯 ※両世帯の住民票が必要です！	◎「世帯全員の」という表示があり、世帯主との「続柄」が記載されたもの。 注意：「続柄」は交付申請時に指定しないと省略されてしまいます！ ◎個人番号（マイナンバー）の記載のないもの。 ◎外国籍の方は、国籍、特別永住者などの区分、在留資格、在留期間等の記載のあるもの。別途、外国人を含む世帯に対して、その他の書類を提出していただく場合がありますのでご了承ください。 ☞チェックポイント☞ I 義務教育修了前の子が同居していること等、申請上の世帯構成と相違がないこと。 II 現住所（現在お住まいの住宅の所在地）と住民票上の住所に相違がないこと。 III 外国籍の方は、在留資格等が記載されていること。						
3 戸籍（全部事項証明等）	〔①申請者世帯〕と〔②新たに近居・同居しようとする世帯〕の親子関係が確認できるもの。（発行後1か月以内のものが有効です。）						
《令和7年中の所得が確認できる書類》 令和8年度住民税課税証明書 または 令和8年度住民税非課税証明書等 ※発行後3か月以内のものが有効です。 ◆◆◆申請者世帯分のみ◆◆◆ ☞チェックポイント☞ I 子育て世帯の場合、義務教育修了前の子どもを税法上扶養していること。（16歳未満扶養の記載があること。） II 令和7年中の世帯全員の総所得金額。（上限を超えている場合は助成対象外）	◎必ず「扶養の内訳」の記載を交付窓口で指定してください。指定がないと省略されます。 ◎同居の全員分（ただし、控除対象配偶者及び扶養親族になっている方は除く）の証明書が必要です。 ◎自治体によって、証明書の名称や記載事項が異なる場合があります。必要な項目は、①収入金額 ②所得金額 ③所得の種類 ④扶養の内訳です。交付窓口で必ず上記内容の記載があるか確認してください。 ※ご不明な場合は事前に住宅課にお問い合わせください。 I 6月中旬以降の申請 『令和8年度住民税課税(非課税)証明書』 令和8年1月1日現在の住民登録地でお取りください。 II 4～6月上旬の申請 課税台帳作成期間中につき令和8年度の証明が発行できない期間です。この期間の申請の際は、次の①と②を併せてご提出ください。 ①「令和7年度住民税課税(非課税)証明書」 令和7年1月1日現在の住民登録地でお取りください。 ②令和7年分の「源泉徴収票」または「確定申告書の控え」等						
★★所得の種類によって提出物が変わります。①と②の両方の書類をご用意ください。★★							
所得金額の内訳に記載の所得の種類	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>申込みが4～6月上旬</th> <th>申込みが6月中旬以降</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①「令和7年度住民税課税(非課税)証明書」 ②「令和7年分の源泉徴収票」または「令和7年分確定申告書の控え」</td> <td>①「令和8年度住民税課税(非課税)証明書」</td> </tr> <tr> <td>①「令和7年度住民税課税(非課税)証明書」 ② 確定申告時に税務署へ提出した「令和7年分確定申告書の控え」と「令和7年分所得税青色申告決算書の控え」または「令和7年分収支内訳書」（地代家賃の内訳等を確認します）</td> <td>①「令和8年度住民税課税(非課税)証明書」 ② 確定申告時に税務署へ提出した「令和7年分確定申告書の控え」と「令和7年分所得税青色申告決算書の控え」または「令和7年分収支内訳書」（地代家賃の内訳等を確認します）</td> </tr> </tbody> </table>	申込みが4～6月上旬	申込みが6月中旬以降	①「令和7年度住民税課税(非課税)証明書」 ②「令和7年分の源泉徴収票」または「令和7年分確定申告書の控え」	①「令和8年度住民税課税(非課税)証明書」	①「令和7年度住民税課税(非課税)証明書」 ② 確定申告時に税務署へ提出した「令和7年分確定申告書の控え」と「令和7年分所得税青色申告決算書の控え」または「令和7年分収支内訳書」（地代家賃の内訳等を確認します）	①「令和8年度住民税課税(非課税)証明書」 ② 確定申告時に税務署へ提出した「令和7年分確定申告書の控え」と「令和7年分所得税青色申告決算書の控え」または「令和7年分収支内訳書」（地代家賃の内訳等を確認します）
申込みが4～6月上旬	申込みが6月中旬以降						
①「令和7年度住民税課税(非課税)証明書」 ②「令和7年分の源泉徴収票」または「令和7年分確定申告書の控え」	①「令和8年度住民税課税(非課税)証明書」						
①「令和7年度住民税課税(非課税)証明書」 ② 確定申告時に税務署へ提出した「令和7年分確定申告書の控え」と「令和7年分所得税青色申告決算書の控え」または「令和7年分収支内訳書」（地代家賃の内訳等を確認します）	①「令和8年度住民税課税(非課税)証明書」 ② 確定申告時に税務署へ提出した「令和7年分確定申告書の控え」と「令和7年分所得税青色申告決算書の控え」または「令和7年分収支内訳書」（地代家賃の内訳等を確認します）						
5 お子さんの保険証のコピー	令和8年1月1日から現在までにお子さんが生まれた世帯の方のみ（税証明で扶養の有無を確認できないため）						
令和7年度住民税納税証明書 または 令和7年度住民税非課税証明書 ※発行後1か月以内のものが有効です。 ◆◆◆申請者世帯分のみ◆◆◆ ☞チェックポイント☞ I 世帯中の納税対象者。 II 令和7年度中の税金を滞納していないこと。	◎令和7年1月1日現在の住民登録地でお取りください。 ◎必ず「扶養の内訳」の記載を交付窓口で指定してください。指定がないと省略されます。 ◎同居の全員分（ただし、控除対象配偶者及び扶養親族になっている方は除く）の証明書が必要です。 ◎自治体によって、証明書の名称や形式が違う場合があります。交付する自治体によって扶養控除の内訳の記載が無い場合がありますので、取得の際にご確認ください。※記載が無い場合は、別の書類を提出いただくことがありますので住宅課までお問い合わせください。						
7 介護保険被保険者証 または 障害者手帳等（コピー） ◆◆障害介護世帯のみ◆◆	①介護保険被保険者証（要介護度1～5）※要支援は対象外 ②障害者手帳（身体1～4級・精神・愛の手帳1～4度等）のいずれかが必要です。いずれも有効期限内のもののみ有効です。原本と併せて、その全部をコピーしたものを必ずお持ちください。						

II. 本申請

必ず転入・転居後30日以内に行なってください。
30日を過ぎると助成を受けられなくなります。

提出書類	書類の内容
1 助成申請書	住宅課ホームページからダウンロードするか、窓口でご記入ください。
2 近居・同居後の住民票 ※発行後3か月以内のものが有効です。 ◆◆◆申請者世帯分のみ◆◆◆	<p>◎「世帯全員の」という表示があり、世帯主との「続柄」が記載されたもの。 注意：「続柄」は交付申請時に指定しないと省略されてしまいます！ ◎個人番号（マイナンバー）の記載のないもの。</p> <p>☞チェックポイント☞</p> <p>I 義務教育修了前の子が同居していること等、申請上の世帯構成と相違がないこと。 II 現住所（近居・同居後の住宅の所在地）と住民票上の住所に相違がないこと。 III 外国籍の方は、在留資格等が記載されていること。</p>
3 《対象となる住宅の契約書等》 賃貸借契約書、売買契約書 工事請負契約書、登記簿等	<p>原本と併せて、その全部のコピーをお持ちください。 ①物件の所在地 ②契約者名義 ③契約者の押印 ④契約・竣工年月日 が確認できるものをご持参ください。</p>
4 《新耐震設計基準に適合しているかの判断の基となる根拠資料》 ☞チェックポイント☞ I 建築確認の交付年月日(竣工日ではありません)が昭和56年6月1日以降の物件ですか？ II 建築確認が昭和56年6月1日以前の場合は新耐震設計基準に適合した物件ですか？ III その事実を証明する書類を契約前にご自身で確認していますか？	<p>原則、下記ア～カのうちいずれかの書類をご持参ください。 ア 建築確認検査済証（検査済証がない場合は台帳記載事項証明書） イ 耐震基準適合証明書 ウ 住宅性能評価書（ただし耐震等級1級以上であること） エ 住宅瑕疵担保責任保険法人が発行する保険付保証証明書 オ 建物契約時の重要事項説明書（「建物の耐震診断の結果」の項目の耐震診断の有無の記載があり、新耐震基準に適合していることがわかること） カ その他、昭和56年6月1日以降に建築確認を受けた建物又は新耐震設計基準による耐震補強が施された建物であることが客観的に判断できる書類 ※ご提出の書類で適合の有無が確認できない場合は、別途追加資料をご用意いただく場合があります。</p>
5 《規定以上の専有面積が確保されているかを確認するための根拠資料》	<ul style="list-style-type: none"> ・転居後の住宅の面積を証明する書類又は申告書 ・設計図書等 <p>（契約書等で面積を確認できる場合は併用可）</p>
6 《賃貸借契約の場合》 転居後の住宅に関する申出書	<p>転居後の住宅が2親等以内の親族が所有する物件でない旨の申出書です。 住宅課ホームページからダウンロードするか窓口でご記入ください。</p>
7 《賃貸借契約及び売買契約の場合》 仲介手数料の領収書	<p>★当該費用を申請される場合のみ ◎金額、契約者氏名、業者等の名称及び社印、住宅の名称の記載があるもの</p>
8 《賃貸借契約の場合》 礼金の領収書	<p>★当該費用を申請される場合のみ ◎金額、契約者氏名、業者等の名称及び社印、住宅の名称の記載があるもの</p>
9 《業者を使用して引越した場合》 引越し費用の領収書及び内訳書	<p>★当該費用を申請される場合のみ ◎金額、依頼人氏名、業者の名称及び社印、住宅の所在地の記載があるもの ◎細目別に金額の内訳を確認できる内訳書（見積書でも可）が必ず必要です。見積書の場合は領収書と金額が一致していることが前提です。 必ず引越し業者に領収書と内訳書を依頼しお受け取りください。 《注意》 ◎引越し費用には、引越し時の処分費用、エアコン・洗濯機等の設置・取外し費用等は対象となりません。</p>
10 《住宅取得の場合》 不動産登記費用の領収書 及び費用明細書	<p>★当該費用を申請される場合のみ 助成対象物件の不動産登記に係る費用の領収書及び費用明細書 ◎金額、依頼人氏名、業者の名前と会社の印鑑のあるもの 共同名義の場合は、負担割合が明記されたものを併せてご持参ください。</p>

△ご注意△

- ①仲介手数料等の契約に要した費用や引越し費用等にクレジットカードを利用する場合、実際に振り込まれたかを確認するため、お支払いの時期が遅れたり、助成を受けられなくなる可能性もあるので、現金でのお支払いを推奨します。
- ②助成金は申請者名義の指定口座への振込みとなります。（現金払いではありません。）
- ③助成金に百円未満の端数があるときは切捨てします。
- ④申請者世帯が支払ったもののみが助成対象です。
- ⑤本申請時に必要書類が揃っているもののみが助成金の対象となります。仲介手数料等の契約に要した費用及び引越し費用を合わせたものを近居同居助成金として一括してお支払いしますので、一部だけを先に支払うことはできません。
- ⑥必要事項が記載されていない領収書等は、助成の対象外となる場合があります。様式の例が8ページに記載されていますので、必ず事前にご確認のうえ、不足事項があれば業者に補記を求めてください。

● 礼金、仲介手数料の領収書について

例1

領 収 書

新宿 太郎 様

¥80,000-

(ただし、〇〇マンション〇号室の
賃貸借契約に伴う**礼金**として)

上記金額正に領収いたしました。

令和〇年〇月〇日

収入印紙 ***マンション
貸主 ** ***

申請者又は世帯員の個人名義フルネームの記載があること

領収日の日付は予定登録決定日の翌日以降

例2

領 収 書

新宿 太郎 様

¥80,000-

(ただし、〇〇マンション〇号室の
賃貸借契約に伴う**仲介手数料**として)

上記金額正に領収いたしました。

令和〇年〇月〇日

収入印紙 △△△不動産

*上記例のとおり、礼金、仲介手数料それぞれの領収書が必要です。

礼金については、貸主(大家さん)からの領収書としてもらってください。

(礼金について複数の項目にまたがる領収書の場合は、内訳とそれぞれの金額が記入されたものをご提出ください。)

● 引越し費用及び領収書について

引越し業として国土交通省の許可を受けていない違法業者等の事業者は使用できません。

契約時には、登録番号(例：関自〇第〇〇号 等)及び引越運送約款の提示を求め確認してください。

例3

領 収 書

新宿 太郎 様

¥98,000-

(ただし、引越し費用として)

上記金額正に領収いたしました。

令和〇年〇月〇日

***区**町1-2-3
〇〇〇引越センター

申請者又は世帯員の個人名義フルネームの記載があること

収入印紙

領収日の日付は予定登録決定日の翌日以降

引越し業者の名前と社印があるもの

B 見積書(または内訳書)兼契約書

新宿 太郎 様	
現住所 ××県××区××町 ×-××-× ××アパート ××号室	内訳
転居先 新宿区〇〇町 〇-〇〇-〇 〇〇マンション 〇号室	金額
	車輜・運賃 25,000
	人件費 40,000
	梱包・開梱 15,000
	I/I/I・洗濯機設置料 13,000
	家具・家電処分費 5,000
	合計 98,000

住所は部屋番号まで記入してもらってください。
現住所から転居先以外の経由地がある場合は助成対象外です。

***区**町1-2-3
〇〇〇引越センター 東京営業所
事業認可番号 関自〇第〇〇号

この分が助成される金額です。

家電製品の設置料(取り付け・取り外し等)、粗大ゴミ等の処分費は助成対象外です。

※必ず、領収書と金額が一致する内訳書(見積書や契約書)を提出してください。

● よくあるご質問

**Q1 世帯員が自営業・個人事業主の場合の注意点はどのようなことがありますか？
また、対象外の部分についての考え方はどのようになりますか？**

A1 事業目的等、住宅以外の用途で契約した物件は対象外です。

また、用途が住宅であっても、法人名義で契約している場合は対象外になります。住宅の一部を事務所等として地代家賃で経費計上している場合、その部分は助成の対象外とします。具体的には、「引越代」について、原則、確定申告の按分比率と同じ比率を除外します。

(例) 転居後に30%を地代家賃で経費計上する場合

引越代10万円 → 引越代7万円

が助成対象となります。※住居部分のみで要件を満たす必要があります。

本申請の際には、転居後の住宅の経費計上の按分比率を事前に申告していただきます。

住宅課の事前申告と確定申告の内容が異なる場合や、過去の申告分に修正が生じた場合は、遡って助成金を返還していただく場合があります。

Q2 世帯の一部のみが転居する場合や、転居先で新たに合流する場合は申請できますか？

A2 原則、夫婦や世帯を分離してのご申請はできません。

単身赴任等で別の住所に夫婦の一方がいる場合は、その世帯員も含めて所得の認定を行うことを条件に申請することは可能です。

Q3 子世帯と親世帯共に区内在住ですが、今より距離が近くなる引越は助成対象ですか？

A3 現状、既に近居の状態にある方については「新たに同居する場合」のみ助成対象です。

なお、一方が区外に住む子世帯とその親世帯が、区内で新たに近居する場合における2点間の距離の規定はありません。いずれも、区内であれば公共交通機関等の利用で容易に移動できる距離であり、日常的な子育て・生活のサポートに影響がない範囲であるとの考えからです。

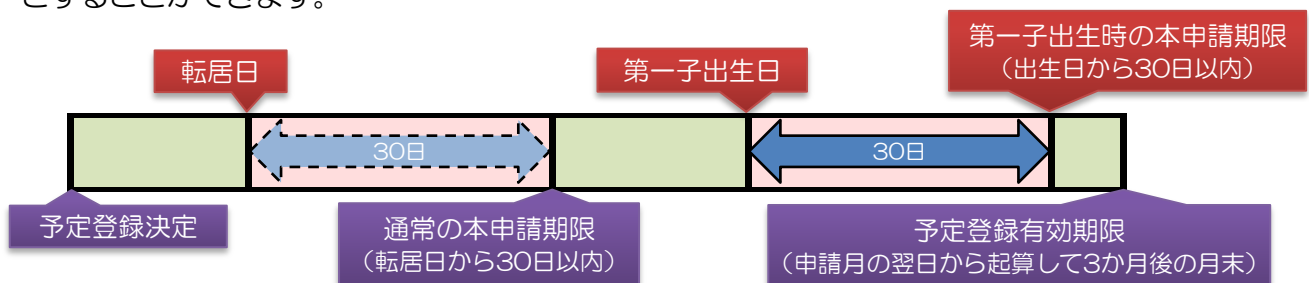
Q4 当該児童の出生によって助成要件を満たすことになる子（第一子等）の出生前に予定登録を行う場合の注意事項はありますか？

A4 本申請の際には、転居後の住民票において、子の出生の事実を確認できることが要件となります。

(第一子等の出生前は、当該助成の「子を扶養し同居している」という要件を満たしていないため。)

このため、出産予定日から遡って3か月以内を予定登録可能な期間としています。予定登録の際に、出産予定日を確認するため、母子手帳又は産科医療補償制度登録証等、予定日の確認できる書類をご持参ください。

なお、本申請の期限については、「予定登録有効期間内かつ転居日から30日以内」が原則ですが、第1子等出生前のケースに限っては「予定登録有効期間内かつ児童の出生日から起算して30日以内」とすることができます。





1 《予定登録申請》 をする

1



郵送又は住宅課窓口に
ご来庁ください。

6ページ目の必要書類をすべてご用意いただき、郵送又は住宅課窓口にて申請してください。申請内容について審査をいたします。

△注意△

【重要】住宅契約後の予定登録はできません！

ただし、新たに住宅取得する場合は、建物の施工期間と予定登録の有効期限等の兼ね合いから「有効期限の延長」又は「契約後の予定登録」が可能な場合があります。住宅の契約が伴わない場合は転居前にご申請ください。※いずれも事前に相談ください。

およそ1週間かかります。
即日の決定はできませんので、余裕をもって申請してください。

2 予定登録決定

審査を行い、申込資格要件を満たしていることを確認したのち、予定登録決定となります。決定後に「助成予定登録決定通知書」をお送りします。

3 『賃貸借契約』 (又は売買契約等) 『引越し』 をする

3

要件を満たす新宿区内の民間賃貸住宅等を決め、契約をします。(住宅の要件は3ページ目参照。) 契約を終えたら引越しをします。



4 『転入・転居手続き (住民異動届)』 をする

4

- ①区外からの転入の場合
旧住所の市区町村役場へ転出の届出をし、「転出証明書」を受け取ります。「転出証明書」をもって新宿区役所(本庁舎1階)または各特別出張所にて転入の届出をします。(転入届は引越し後にします。)
- ②区内転居の場合
新宿区役所(本庁舎1階)または各特別出張所にて転居の届出をします。(引越し後に手続きしてください。)
- ①②共通
下記【5 本申請をする】のために、住民票(世帯全員が載っている続柄記載のもの、**個人番号「なし」**)を1通お取りください。

5 《本申請》 をする

5

予定登録申請から3か月以内、かつ、引越し日から30日以内に7ページに記載の必要書類をご用意いただき、郵送又は住宅課窓口にて申請してください。申請内容について審査をいたします。

およそ1週間かかります。

6 助成決定

審査を行い、申込資格要件を満たしていることを確認したのち、決定となります。決定後に「助成決定通知書」等をお送りします。

7 『助成金の請求』 をする

7

「助成金支給請求書」(指定の用紙)と「口座振替依頼書」を住宅課に提出していただきます。提出から3~4週間程度で指定口座への入金が完了します。



予定登録申請から3か月以内

転入・転居日から30日以内